第7回惠那市 惠南町村合併協議会次第

日 時 平成 15年 7月 17日(木) 午後 2 時~会 場 明智町文化センター

- 1 開 会
- 2 あ はつ

会議録署名者の指名

3 議事

報告事項

報告第22号 「まちづくリ計画小委員会」報告について 資料 1(p-1)

協議事項

協議第 17号地方税の取扱い資料 2(p-3)協議第 18号都市計画関係事業資料 3(p-19)協議第 9号の 2慣行の取扱い 継続協議)資料 4(p-29)

提案事項 (ホームページでは今回、資料を省略しています。次回に掲載)

協議第 19号 下水道関係事業 資料 5 (p-35) 協議第 20号 水道関係事業 資料 6(p-41)

4 その他

次回協議会開催日程について

第8回恵那市・恵南町村合併協議会について

日 時 平成15年7月30日 (水)午後2時

会 場 恵那文化センター

5 閉 会

資料 1

報告第22号

第5回まちづくり計画小委員会報告

日 時:平成15年7月2日(水)午後3時45分~4時40分

場 所:恵那文化センター 集会室

欠 席:有本信昭、磯部友彦

議題

(1)新市将来構想(案)の恵那市・恵南町村の現状について

・住民意識調査から見た地域の課題を確認する。

(2)新市将来構想(案)について

- ・ 新市将来構想作成にあたり「まちづくりの基本的な考え方」の基本理 念として次の4点を提案し、新市の将来像について協議。
 - (1) 地域を支える産業が活性化したまちづくり
 - (2) 人・地域・自然が共生するまちづくり
 - (3) 交流と共生の活力あるまちづくり
 - (4) 住民と行政の協働による一体感あふれるまちづくり

次回第6回まちづくり計画小委員会

日 時 平成15年7月23日(水)午後1時30分

会 場 恵那市共同福祉会館 集会室

- 1 -

8 地方税の取扱い

調整 方針(案)

1市5町村で差異のある税制等については、次のとおり取扱うものとする。

- 1.個人住民税の均等割の税率については、合併する年度の翌年度から、地方税 法の規定により標準税率(2,500円)とする。
- 2.法人住民税の法人税割の税率については、恵那市の例により、制限税率(14.7%)とする。

ただし、法人税割の税率の統一については、市町村の合併の特例に関する法律第10条の規定を適用し、次のとおりとする。

岩村町、山岡町、明智町、串原村及び上矢作町については、合併が行われた翌年度から 0.5 ポイントずつ、 5 年度目に 0.4 ポイント引き上げ、制限税率となるよう調整する。

- 3.固定資産税の税率については、標準税率(1.4%)とする。
- 4. 固定資産税・都市計画税の納期については恵那市の例による。ただし合併する年度については、それぞれ旧市町村の例による。
- 5.軽自動車税の納期については、恵那市の例による。
- 6.軽自動車等の標識再交付の弁償金については、恵那市の例による。
- 7. 入湯税の税率については、調整中のため次回以降に提案する。
- 8. 都市計画税については、現行のまま新市に引き継ぐ。
- 9.前納報奨金については、恵那市の例による。

平成 年 月 日確認

税目	恵那市	岩村町	山岡町				
個人住民税	1.市町村内に住所を有する個 人 均等割 + 所得割額	同左	同左				
納税義務	2.市町村内に事務所、事業所 又は家屋敷を有する個人 で市町村内に住所を有し ない者 均等割額						
均等割税	2,000円 / 年率	同左	同左				
所得割税	200万円以下の金額 : 3% 200万円を超える金額: 8% 700万円を超える金額:10% で 特例措置で700万円を超える金額: 12% 10%)	同左	同左				
納期	普通徴収 第1期 6月1日~6月30日 第2期 8月1日~8月31日 第3期 10月1日~10月31日 第4期 1月1日~1月31日 特別徴収 6月から翌年5月までの各月につき、翌月10日まで	同左	同左				
法人住民税	1.市町村内に事務所又は事	同左	同左				
納税義務	少等割+法人税割 2. 市町村内に寮、宿泊所、クラブその他これらに類する施設を有する法人で当該市町村内に事務所又は事						

	卸敷亡外 / 安 \		
明智町	串原村	上矢作町	調整方針(案)
同左	同左	同左	現行のまま新市に引き継ぐ。
同左	同左	同左	標準税率 (2,500円)とする。
同左	同左	同左	現行のまま新市に引き継ぐ。
同左	同左	同左	現行のまま新市に引き継ぐ。
同左	同左	同左	現行のまま新市に引き継ぐ。

現					
税目	恵那市	岩村町	山岡町		
法人住民税 (前ページつづき) がいまま おいまま おいまま おいまま おいまま おいまま おいまま おいまま	传法人年額3,000仟円考法人年額1,750仟円考法人年額410仟円特法人年額160仟円考法人年額150仟円考法人年額130仟円考法人年額120仟円考法人年額50仟円	同左	同左		
法人税割税率	14.7%	12 3%	同左		
納期	決算日より2ヶ月以内	同左	同左		
固定資産税	固定資産 (土地、家屋及び償却資産)の所有者	同左	同左		
納税義務者 税 率	1 . 4 %	同左	同左		
納期	第 期 4月 1日 ~ 4月 30日 第 2期 7月 1日 ~ 7月 31日 第 3期 12月 1日 ~ 12月 25日 第 4期 2月 1日 ~ 2月末日	第 期 4月 1日 ~ 4月 30日 第 2期 7月 1日 ~ 7月 31日 第 3期 11月 1日 ~ 11月 30日 第 4期 2月 1日 ~ 2月末日	第 期 5月 1日 ~ 5月 31日 第 湖 7月 1日 ~ 7月 31日 第 3期 11月 1日 ~ 11月 30日 第 4期 2月 1日 ~ 2月末日		
軽自動車税	軽自動車等 原動付自転車、軽自動車、小型特殊自動車	同左	同左		
納税義務者	及び二輪の小型自転車)の所 有者又は使用者				
原動機付自転車 50 cd以下 1,000 円 原動機付自転車 (乙)90 cd以下 1,200 円 原動機付自転車 (甲)125 cd以 下 1,600 円 農耕作業用の小型特殊 (トラク ター、コンバイン等) 1,600 円 その他の小型特殊 (フォークリ フト、ロード・ローラー等) 4,700 円		同左	同左		

	況		知 赦 之
明智町	串原村	上矢作町	- 調整方針(案)
同左	同左	同左	現行のまま新市に引き継ぐ。
同左	同左	同左	恵那市の例により、制限 税率 (14.7%)とする。 ただし、合併特例法第10 条の規定を適用し、5年 間不均一課税とする。 その調整については、合 併が行われた翌年度から 0.5ポイントずつ、5年度 目に0.4ポイント引き上げ 制限税率となるようにす る。
同左	同左	同左	現行のまま新市に引き継ぐ。
同左	同左	同左	現行のまま新市に引き継ぐ。
同左	1.7%	1.4%	標準税率 (1.4%)とする。
第 期 4月 1日 ~ 4月 30日 第 期 7月 1日 ~ 7月 31日 第 期 12月 1日 ~ 12月 25日 第 4期 2月 1日 ~ 2月末日	第 期 4月 1日 ~ 4月 30日 第 2期 7月 1日 ~ 7月 31日 第 3期 11月 1日 ~ 11月 30日 第 4期 2月 1日 ~ 2月末日	同左	恵那市の例による。
	同左	同左	現行のまま新市に引き継ぐ。
同左	同左	同左	現行のまま新市に引き継ぐ。

	現							
	税 目	恵那市	岩村町	山岡町				
軽自動車税 (前ページつづき)		ミニカー(昭和 60年 2月14日 以前取得) 1,000円 ミニカー(昭和 60年 2月15日 以後取得) 2,500円 軽二輪車 125 c超 250 cd以 下 2,400円	同左	同左				
	税率	軽三輪車 3,100 円四輪乗用(営業用)5,500 円四輪乗用(自家用)7,200 円四輪貨物(営業用)3,000 円四輪貨物(自家用)4,000 円二輪小型自動車250 cd以上4,000 円						
	納期	5月 11日~ 5月31日	4月 11日 ~ 4月30日	同左				
	標識再交付	弁償金 実費 (200円)	弁償金 200円	同左				
市	町村たばこ税 納税義務者	製造たばこの製造者、特定 販売業者又は卸売販売業者	同左	同左				
	税率	1,000本につき 2,977円 (特例措置で2,743円 2,977円) 旧3級品 1,000本につき 1,412円	同左	同左				
鉱	産税	鉱物の価格 (課税標準) 200万円超 1.0%	-	鉱物の価格 (課税標準) 200万円超 1.0%				
	税 率	200万円以下 0.7%		200万円以下 0.7%				
	申告納付	毎月 15日から同月末日までに、前月 1日から同月末日までの期間内において採掘した鉱物について申告	-	毎月 15日から同月末日までに、前月1日から同月末日までの期間内において採掘した鉱物について申告				
入	湯税	1人 1日につき 150円	同左	同左				
	税 率							
	課税免除の 範囲	1.年齢 12歳未満の者 2.共同浴場又は一般公衆浴 場に入湯する者	同左	1.年齢 12歳未満の者 2.共同浴場又は一般公衆浴場に入湯する者 3.地域住民の福祉の向上を図るため、町等がもっぱら近隣の住民に使用させることを目的として設置した施設に入湯する者 4.その他特別の事情で町長が認めた者				

		细数十处 安 \	
明智町	串原村	上矢作町	調整方針(案)
同左	同左	同左	現行のまま新市に引き継ぐ。
同左	同左	同左	恵那市の例による。
弁償金 150円	弁償金 100円	弁償金 400円	恵那市の例による。
同左	同左	同左	現行のまま新市に引き継ぐ。
同左	同左	同左	現行のまま新市に引き継ぐ。
同左	同左	-	現行のまま新市に引き継ぐ。
同左	同左	-	現行のまま新市に引き継ぐ。
同左	1人 1日につき 宿泊を伴うもの 150円 ・日帰りで利用 50円	-	調整中
1.年齢 12歳未満の者 2.共同浴場又は一般公衆 浴場に入湯する者	同左	-	調整中

	現						
税 目 恵那市				岩村町	山岡町		
都	市計画和	兑	都市計画区域中、大井町及 び長島町の区域内に所在す	-	-		
納税義務者		義務者	る土地及び家屋の所有者				
	税	率	0.3%	-	-		
	納	期	第 期 4月 1日 ~ 4月 30日 第 2期 7月 1日 ~ 7月 31日 第 3期 12月 1日 ~ 12月 25日 第 4期 2月 1日 ~ 2月末日	-			
前納報奨金		ALL T	適用税目 市県民税 固定資産税都市計画税 算式 第2期税額	適用税目 町県民税 固定資産税 算式 第 2期税額	適用税目 同左 算式 同左		
			× 0.5/100 ×前納前月数 限度額 1つの納期に係る税額が10 万円を超える場合はその超え る部分は報奨金の計算の基 礎としない。	× 1.0/100 ×前納前月数 限度額 3万円	限度額 同左		

	況				
明智町	串原村	上矢作町	調整方針(案)		
-	-	-	現行のまま新市に引き継ぐ。		
-	-	-	現行のまま新市に引き継ぐ。		
-	-	-	現行のまま新市に引き継く。		
適用税目同左	制度なし	適用税目 町県民税 固定資産税	恵那市の例による。		
算式 同左		算式 第 <i>2</i> 期税額 × 1.0/ 100 ×前納前月数			
限度額同左		限度額 3万円			

1.個人住民稅

個人住民税の均等割の標準税率は、地方税法第310条により、市町村の人口に応じて、下表のとおり3段階となっており、現在6市町村とも2,000円であるが、新市においては、2,500円となる。

市町村	税率
(1)人口50万以上の市	年額3,000円
(2)人口5万以上50万未満の市	年額2,500円
(3)(1)及び(2)の市以外の市並びに町村	年額2,000円

個人住民税の所得割の標準税率は、地方税法第314条の3により、前年中の所得に応じて3%、8%、10%の3段階となっており、その他納期、納税義務者、賦課期日、非課税範囲、申告期限については、それぞれ地方税法の規定に基づき、6市町村同様である。

2. 法人住民税

法人住民税の均等割額の標準税率は、地方税法第312条により、資本金等と 従業者数に応じて9段階に分かれており、制限税率は1.2倍まで(同条第2 項)。6市町村ともに標準税率を採用している。

法人住民税の法人税割は、法人税額(国税)に市町村で定める税率を乗じて計算されるが、地方税法第314条の6により、標準税率は12.3%、制限税率は14.7%となっている。恵那市では14.7%、恵南5町村は12.3%を採用している。

3.固定資産税

固定資産税は、土地、家屋及び償却資産にかかる税金で、納税義務者は、毎年 1月1日現在の固定資産の所有者である。

固定資産税の税率は、地方税法第350条により、標準税率は1.4%、制限税率は2.1%となっている。恵那市、岩村町、山岡町、明智町及び上矢作町は1.4%、 串原村は1.7%の税率を採用している。

納期については、地方税法第362条により、4月、7月、12月、2月と定められているが、6市町村間において期日が異なっている。

4. 軽自動車税

軽自動車税は、毎年4月1日現在登録のある原動機付自転車、小型特殊自動車、軽自動車、二輪の小型自動車などの所有者にかかる税金で、標準税率は、地方税法第444条により、車種、総排気量等に応じて定められており、制限税率は1.2倍まで(同条第2項)。6市町村ともに標準税率を採用している。

納期については、地方税法第445条第2項により、4月中と定められている

が、特別の事情がある場合においては、これと異なる納期を定めることができるとしている。恵南5町村は4月納期を採用しているが、恵那市は、軽自動車の取得及び廃止に伴う異動処理事務に日数を必要とすることなどから、5月納期としている。

標識 (ナンバープレート)の紛失等による再交付の弁償金については、6市町村異なっている。

5.たばこ税

たばこ税は、たばこの消費等に対してかかる税金で、税率は、地方税法第46 8条に定められた一定税率で、製造たばこ1,000本につき2,977円、旧3 級品については、1,000本につき1,412円であり、6市町村同様である。

その他、課税標準、申告期限、納期については、それぞれ地方税法の規定により、6市町村同様である。

6.鉱産税

鉱産税は、鉱物の掘採の事業に対してかかる税金で、納税義務者はその鉱業者となる。標準税率はその鉱物の価格を課税標準として、1%又は0.7%となっており、恵那市、山岡町、明智町及び串原村は標準税率を採用している。岩村町、上矢作町においては、その実績等が無いため、条例整備をしていない。

6市町村においては、現在山岡町のみ課税の実態がある。

7. 入湯税

入湯税は、鉱泉浴場における入湯に対してかかる税金で、地方税法第701条の2により、標準税率は入湯客1人1日について150円となっており、恵那市、岩村町、山岡町、明智町及び串原村については標準税率を採用している。上矢作町については、その実績等が無いため、条例整備をしていない。

串原村については、日帰り入湯客に対して、1人1日50円の不均一課税を採用している。

山岡町については、地域住民の福祉向上の目的を図るための課税免除を条例で 定めている。

現在、入湯税の納税事業者は、下表のとおりである。

	恵那市	山岡町	串原村
	恵那高原開発㈱恵那峡国際ホテル	(株)山岡滝	くしはら温泉ささゆりの湯
	恵那簡易保険保養センター	花白温泉	
	(有)セルパン恵那ラジウム温泉館		
	中部電力㈱岐阜支店(中部電力恵那荘)		
	中日本道路サービス工業㈱(恵那研修センター)		
ı	㈱恵那峡グランドホテル		

8.都市計画税

都市計画税は都市計画法第5条の規定により指定された都市計画区域内に所在する土地及び家屋の所有者にかかる税金で、都市計画事業や土地区画整理事業に要する費用に充てられる。制限税率は、地方税法第702条の4により、0.3%と定められている。

現在、恵那市のみが都市計画区域を指定し、大井町、長島町の区域にある、土地及び家屋の所有者に都市計画税を課しており、税率は0.3%を採用している。

恵南5町村については、都市計画区域の指定はなされていない。

賦課徴収及び納期については、固定資産税の例による。

9. 前納報奨金

前納報奨金は、地方税法第321条第2項、同法第365条第2項により、個人住民税、固定資産税について、市町村は納税者に交付することができるとされている。

現在、恵那市、岩村町、山岡町、明智町及び上矢作町においてその制度があるが、交付基準に差がある。

また、串原村については前納報奨金制度は無い。

10.特別土地保有税

特別土地保有税は、投機的な土地取得の抑制と宅地供給の促進を図る目的で設けられたもので、基準面積以上の土地の保有及び取得に対してかかる税金である。

納税義務者は、一定規模以上の土地の所有者又は取得者で、税率は、保有分が 1.4%、取得分が3.0%である。

6 市町村においては、免税点の基準面積の相違がある。

しかし、特別土地保有税については、平成15年度地方税制改正により、平成 15年度以降の取得分、保有分ともに課税しないこと(課税停止)とされ、各市 町村において、特別土地保有税を課さない旨の条例整備がなされている。

11. 市町村の課税状況

普通税

1~10						
税目	恵那市	岩村町	山岡町	明智町	串原村	上矢作町
市町村民税						
固定資産税						
軽自動車税						
市町村たばこ税						
鉱産税		×				×

目的税

税目	恵那市	岩村町	山岡町	明智町	串原村	上矢作町
入湯税						×
都市計画税		×	×	×	×	×

課税あり 空欄 課税なし × 条例なし

普通税:一般歳出にあてるために課す租税

目的税:特定事業の財源として徴収される税

関 係 法 令

地方税法(抄)

(地方団体の課税権)

第2条 地方団体は、この法律の定めるところによって、地方税を賦課徴収することができる。

(地方税の賦課徴収に関する規定の形式)

第3条 地方団体は、その地方税の税目、課税標準、税率その他賦課徴収について定をするには、当該地方団体の条例によらなければならない。

2 地方団体の長は、前項の条例の実施のための手続その他その施行について必要な事項を規則で定めることができる。

(市町村が課すことができる税目)

第5条 市町村税は、普通税及び目的税とする。

- 2 市町村は、普通税として、次に掲げるものを課すものとする。ただし、徴収に要すべき経費が徴収すべき税額に比して多額であると認められるものその他特別の事情があるものについては、この限りでない。
- (1)市町村民税
- (2)固定資産税
- (3)軽自動車税
- (4)市町村たばこ税
- (5)鉱産税
- (6)特別土地保有税
- 3 略
- 4 鉱泉浴場所在の市町村は、目的税として、入湯税を課すものとする。
- 5 略
- 6 市町村は、前2項に規定するものを除くほか、目的税として、次に掲げるものを課すことができる。
- (1)都市計画税
- (2)水利地益税
- (3) 共同施設税
- (4) 宅地開発税
- (5)国民健康保険税

7 市町村は、第4項及び第5項に規定するもの並びに前項各号に掲げるものを除くほか、別に税目を起こして、目的税を課すことができる。

(公益等に因る課税免除及び不均一課税)

第6条 地方団体は、公益上その他の事由に因り課税を不適当とする場合においては、課税をしないことができる。

2 地方団体は、公益上その他の事由に因り必要がある場合においては、不均一の課税をすることができる。

関 係 法 令

(受益に因る不均一課税及び一部課税)

第7条 地方団体は、その一部に対して特に利益がある事件に関しては、不均一の課税をし、又はその一部に課税をすることができる。

(市町村の廃置分合があった場合の課税権の承継)

第8条の2 市町村の廃置分合があった場合(次条第2項本文の規定に該当する場合を除く。)においては、当該廃置分合により消滅した市町村(以下本条において「消滅市町村」という。)に係る地方団体の徴収金の徴収を目的とする権利(以下本条において「消滅市町村の徴収金に係る権利」という。)は、当該消滅市町村の地域が新たに属することとなった市町村(以下本条において「承継市町村」という。)の区域によって、当該市町村が承継する。この場合において、消滅市町村の徴収金に係る権利について、消滅市町村がした賦課徴収その他の手続及び消滅市町村に対してした申告、不服申立て(異議申立て又は審査請求をいう。以下同じ。)その他の手続は、それぞれ承継市町村がした賦課徴収その他の手続及び承継市町村に対してした申告、不服申立てその他の手続とみなす。

市町村の合併の特例に関する法律(抄)

(地方税に関する特例)

第10条 合併市町村は、合併関係市町村の相互の間に地方税の賦課に関し著しい不均衡があるため、又は市町村の合併により承継した財産の価格若しくは負債の額について合併関係市町村相互の間において著しい差異があるため、その全区域わたって均一の課税をすることが著しく衡平を欠くと認められる場合においては、市町村の合併が行われた日の属する年度及びこれに続く5年度に限り、その衡平を欠く程度を限度として課税をしないこと又は不均一の課税をすることができる。

先 進 事 例

・山県市(平成15年4月1日 高富町、伊自良村、美山町)

個人町(村)民税・法人町(村)民税・固定資産税・軽自動車税・町(村) たばこ税・鉱産税・特別土地保有税については、市税として現行のとおり新市 に引き継ぐものとする。

入湯税については、美山町の制度を新市に引き継ぐものとする。

固定資産税の納期については、美山町の例により調整するものとする。

軽自動車税の納期については、伊自良村・美山町の例により調整するものとする。

- ・瑞穂市(平成15年5月1日 穂積町、巣南町)
- (1)個人市民税及び法人市民税については、以下のとおりとする。
 - ア 個人市民税の税率は、現行のとおりとする。また、納期については、地方税法の規定による1期6月、2期8月、3期10月及び4期1月とする。
 - イ 法人市民税の税率については、現行のとおりとする。また、法人市民税の 非課税法人の取扱いについても、現行のとおりとする。
- (2)固定資産税については、以下のとおりとする。
 - ア 税率については、現行のとおりとする。
 - イ 納期については、地方税法の規定による1期4月、2 期7月、3期12月及び4期 2月とする。ただし、合併期日の属する平成15年度分については、第1期の納 期を5月とする。
- (3)軽自動車税については、以下のとおりとする。
 - ア 税率については、現行のとおりとする。
 - イ 納期については、地方税法の規定による4月とする。ただし、合併期日の属する平成15年度分については、5月とする。
 - ウ 標識については、合併後、新市による標識を交付することとし、合併期日 前日までに各町で交付された標識は、廃車申告を行うまでは有効とする。ま た、新市での標識の交付は、穂積庁舎及び巣南庁舎においても交付する。
- (4)市たばこ税の税率については、現行のとおりとする。
- (5)特別土地保有税については、現行のとおりとする。
- (6)都市計画税については、合併後においても課税しない。但し今後の財政計画見直し時において、課税についての検討を行う。
- (7)各税の課税免除及び減免については、合併後においても現行のとおりとする。

20-17 都市計画関係事業

調整 方針(案)

(都市計画)

- 1.都市計画区域については、現行のまま新市に引き継ぎ、新市において区域を検討する。
- 2. 恵那市都市計画審議会については、現行のまま新市に引き継ぎ、委員構成は新市において調整する。
- 3. 都市計画マスタープランについては、新市において都市計画区域外も含めた計画を新たに策定する。
- 4.建築確認申請については、当分の間、都市計画区域における取扱いは現行のとおりとし、都市計画区域外は、建築基準法第6条第1項第4号による制度を区域外全域に適用させることとする。
- 5. 建築物の耐震診断助成事業については、恵那市の例による。
- 6. 都市計画法に基づく開発事業については、現行のまま新市に引き継ぐ。
- 7. 開発要綱に基づく土地開発事業については、恵那市の例による。
- 8. 都市公園使用料については、現行のまま新市に引き継ぐ。

(公営住宅)

- 1.公営住宅使用料については、現行のまま新市に引き継ぐ。
- 2. 公営住宅の管理については、現行のまま新市に引き継ぐ。
- 3.公営住宅の入居資格は新市に移行後、速やかに定める。公営住宅法適用 外の住宅は従前の例による。
- 4.公営住宅入居者選考委員会については、新市において新たに設置する。
- 5.公営住宅管理についての電算システムについては、新市に移行後、新た なシステムを導入する。

平成 年 月 日 確認

20-17 都市計画関係事業(修正後のもの)

調整 方針(案)

(都市計画)

- 1.都市計画区域については、現行のまま新市に引き継ぎ、新市において区域を検討する。
- 2. 恵那市都市計画審議会については、現行のまま新市に引き継ぎ、委員構成は新市において調整する。
- 3. 都市計画マスタープランについては、新市において都市計画区域外も含めた計画を新たに策定する。
- 4.建築確認申請については、当分の間、都市計画区域における取扱いは現行のとおりとし、都市計画区域外は、建築基準法第6条第1項第4号による制度を区域外全域に適用させることとする。
- 5. 建築物の耐震診断助成事業については、恵那市の例による。
- 6. 都市計画法に基づく開発事業については、現行のまま新市に引き継ぐ。
- 7. 開発要綱に基づく土地開発事業については、<u>現行のまま新市に引き継ぎ、</u> 新市に移行後速やかに調整する。

現行のまま新市に引継ぎ、新市に移行後速やかに調整する。

8. 都市公園使用料については、現行のまま新市に引き継ぐ。

(公営住宅)

- 1.公営住宅使用料については、現行のまま新市に引き継ぐ。
- 2.公営住宅の管理については、現行のまま新市に引き継ぐ。
- 3.公営住宅の入居資格は新市に移行後、速やかに定める。公営住宅法適用外の住宅は従前の例による。
- 4.公営住宅入居者選考委員会については、新市において新たに設置する。
- 5. 公営住宅管理についての電算システムについては、新市に移行後、新たなシステムを導入する。

平成 年 月 日 確認

	恵 那 市	_現 <u>況</u> 岩 村 町	山岡町	明智町	現	上矢作町	調整方針(案)
<u>細 目</u> 人 口(H12 国調:人)	35,677	右 79 町 5,401	<u>щ щ п</u> 5,512	6,903	1,007	上大ffmJ 2,774	
<u>ヘーロ(fii2国調:ヘ)</u> 面 積(ha)	17,256	3,436	6,096	6,713	3,822	13,096	-
<u> </u>	17,256(全域)	3,430	0,030	0,713	3,022	13,030	-
即时前回区域回復 (lia) 用途区域面積 (ha)	545						-
<u> </u>	昭和29年4月1日						1
祖左十万日 都市施設の状況	道路・公園・緑地・公共下水						1
HP I PILE NA VIVO	道・特環下水道・し尿処理施設・ごみ焼却施設・ごみ焼却施設・ごみ固形燃料化施設・火葬場						
都市計画区域	全域都市計画区域	都市計画区域外	都市計画区域外	都市計画区域外	都市計画区域外	都市計画区域外	現行のまま新市に引き継ぎ、新市にあれて区域を検討する。
都市計画審議会	恵那市都市計画審議会 条例にて設置 市長の任命 学識経験者 5名以内 市議会の議員 5名以内 関係行政機関の職員又は市民を 代表するもの 2名以内 委員の総数は5人以上とする。 委員報酬 都市計画に関して専門的知識を	未設置	未設置	未設置	未設置	未設置	現行のまま新市に引き継ぎ、委員構成は新市において調整する。
都市計画マスタープラン	有するもの 30,000円/日 その他の委員 5,500円/日 ・ 恵那市都市計画マスタープラン(平成8年策定) 内容 都市計画の目標 区域区分検討	未策定	未策定	未策定	未策定	未策定	新市において都市計画区域外も含めた 計画を新たに策定する。
建築確認申請	土地利用の方針 都市施設の整備の方針 市街地開発事業の方針 自然環境の整備、保全の 都市計画決定 5年ごとに見直し。 都市計画区域内として建築基準 法に基づく事務として実施	定により実施。	定により実施。	祖 建築基準法第6条第1項第4号の規 定により実施。 年間処理件数 23件	制度なし	制度なし	当分の間、都市計画区域における取扱いは現行どおりとし、都市計画区域外は、建築基準法第6条第1項第4号による制度を区域外全域に適用させることとで
							a.
建築物の耐震診断助成事業	木造住宅耐震診断助成金 岐阜県木造住宅耐震診断士の診 断を行ったものに20,000円を限 度に助成する。		木造住宅耐震診断助成金 岐阜県木造住宅耐震診断士の診 断を行ったものに20,000円を限 度に助成する。	木造住宅耐震診断助成金 岐阜県木造住宅耐震診断士の診 断を行ったものに20,000円を限 度に助成する。	木造住宅耐震診断助成金 岐阜県木造住宅耐震診断士の診 断を行ったものに20,000円を限 度に助成する。	該当なし	恵那市の例による。
都市計画法に基づく開発事業	都市計画法第29条に基づく開発事務。 未線引きの都市計画区域に該当し3,000㎡以上の宅地造成等が該当。	都市計画法第29条に基づく 開発事務。 都市計画区域外に該当し、 10,000㎡以上の宅地造成等が該 当。	都市計画法第29条に基づく 開発事務。 都市計画区域外に該当し、 10,000㎡以上の宅地造成等が該 当。	都市計画法第29条に基づく 開発事務。 都市計画区域外に該当し、 10,000㎡以上の宅地造成等が該 当。	都市計画法第29条に基づく開発事務。 都市計画区域外に該当し、 10,000㎡以上の宅地造成等が該 当。	都市計画法第29条に基づく開発事務。 都市計画区域外に該当し、 10,000㎡以上の宅地造成等が該 当。	現行のまま新市に引き継ぐ。
開発要網に基づく土地開発事 業	那市開発事業の指導要綱に基づ	岩村町生活環境の確保に関する条例を運用。	条例	面積要件なし	該当なし	該当なし	恵那市の例による。
	く。 1,000㎡以上の開発事業が該 当。	宅地分譲 5,000㎡以上 事業用施設2,000㎡以上 町長の同意が必要 岩村町土地対策連絡調整会議で 審議を行う。	1,000㎡以上 山岡町土地対策連絡調整会議に て検討を行う。	建物で10㎡未満は除外			
都市公園使用料	まきがね公園使用料	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	現行のまま新市に引き継ぐ。

- 20 - - 21 -

区	分							ATT ## - A A C PM >
項目	細目	恵 那 市	岩村町	山岡町	明智町	串原村	上矢作町	調整方針(案)
公営住宅	公営住宅使用料	公営住宅法に基づくものは法 の基準による。	公営住宅法に基づくものは法 の基準による。	公営住宅法に基づくものは法 の基準による。	公営住宅法に基づくものは法 の基準による。 独自施策住宅は条例による。	特定公共賃貸住宅は法の基準 による。 独自施策住宅は条例による。	公営住宅法に基づくものは法 の基準による。 独自施策住宅は条例による。	現行のまま新市に引き継ぐ。
J	公営住宅の管理	管理戸数 262戸 入居戸数 229戸	管理戸数 104戸 入居戸数 92戸	管理戸数 131戸 入居戸数 112戸	管理戸数 167戸 入居戸数 139戸 独自施策 友愛タウン東山18~40歳 独身用8戸世帯用8戸	特定公共賃貸住宅 管理戸数 3戸 入居戸数 3戸 独自施策 串原村ふるさと住宅 3戸 (村営住宅)	管理戸数 24戸 入居戸数 10戸 独自施策 若者住宅 23戸 (町営住宅)	現行のまま新市に引き継ぐ。 合計 管理戸数733戸 入居戸数622戸
	公営住宅の入居資格	とする親族 2 公営住宅法施行令に定める金 額以下の収入	1 現に同居し、又は同居しよう とする親族 2 公営住宅法施行令に定める金 額以下の収入 3 現在、住宅に困窮している者 4 公営住宅法及び公営住宅法施 工令の基準を 満たしている者 5 町税等を滞納いない者	とする親族 2 公営住宅法施行令に定める金 額以下の収入 3 現在、住宅に困窮している者	1 現に同居し、又は同居しよう とする親族 2 公営住宅法施行令に定める金 額以下の収入 3 現在、住宅に困窮している者 4 町税等を滞納いない者	特定公共賃貸住宅 所得が岐阜県知事の定める基準 に該当する者であって、自ら居 住するため住宅を必要とする者 のうち、現に同居しようとする 親族がある者 串原村ふるさと住宅(村営住 宅) 現に村内に在住する者もしくは 村内出身者であって、近い将来 親族と同居又は独立して住居を 新築することが認められる者。 人口増加対策に貢献できると村 長が認めた者	1 <u>. 同居する配偶者があり町の</u>	公営住宅の入居資格は新市に移行後、 速やかに定める。 その他の住宅は従前の例による。
	入居者選考委員会	恵那市市営住宅入居者選考委員会 市議会議員 4人 民生委員 2人 学識経験を有する者 4人 建設部長、市民福祉部長(オブザーバー) 委員報酬 5500円/人/日	岩村町営住宅入居者選考委員会議会議員の中から互選された者2人 一般町民から4人(4地区に分け1人ずつ選考) 委員報酬1日額4,000円(4時間以内半日額2,000円)	山岡町営住宅入居者選考委員会 町長及び幹部職員による庁内組 織で選考	明智町営住宅入居者選考委員会 (規程設置) 町長が委員長 町議会議員・学識経験者9人 計10人以内	串原営住宅入居者選考委員会 村長及び幹部職員による庁内組 織で選考	上矢作町営住宅入居選考委員会 議員 2名 町民10名以内 現在 町議会議員 2名 町民 6名(区長)	新市において入居者選考委員会を新た に設置する。
	公営住宅管理電算システム 入居者、料金等	個別処理方式 まかせた君	住民情報収納管理	住宅管理システム	該当なし	該当なし	該当なし	新市に移行後、新たなシステムを導入 する。

- 22 - - 23 -

まきがね公園運動施設使用料

<u>&C</u>	/J`1d		連動施設	区 /17个个	W 12	/ + [7] 1/2	の 夬 ➡ + ∓
2/	1	施設0)区分		単位	使用料	<u>留意事項</u> 1.使用面積が二分の一未満のときは、当該
多目的広場					1時間	525円	1.使用面積が一分の一米満のどさは、当該 使用料の二分の一に相当する額とする。 2.照明施設使用の場合、全面使用のときは 1時間につき2,100円、使用面積が二分 一未満のときは、1時間につき1,050円 を追加する。
野球場					1時間	1,050円	1.電動スコアボートを使用する場合は、1時間につき735円を追加する。 2.放送設備使用の場合、1時間につき420円を加算する。
テニスコート			一面につき	Ē	1時間	525円	1.照明施設を使用する場合は、一面につき 1時間735円を加算する。 2.ラケットボール使用の場合は、1本又は 10個につき210円を加算する。
弓道	専用使用			1時間	787円	1.専用使用は、15人以上の団体が使用する場合に行うことができる。 2.初心者は、弓道に熟達した者で市長が適当と認めた者と同伴でなければ入場することができない。	
場			個人使用		1時間	105円	の額を限度とする。
		場し	スポーツに 使用	一般	1時間	735円	
		料な等い		高校生以下	1時間	367円	
	競技	徴合	スポーツ以		1時間	4,725円	
	場	人収 場す 料る	アマチュア. 使用	スホーツに	1時間	4,725円	ただし、分割使用をする場合は、二分の一 の額を限度とする。
体		等場	アマチュア. 外に使用	スポーツ以	1時間	15,750円	
		体力	_	般	1人 1回	315円	回数券は、12回分を一般 3 , 15 0円 高校生以下 1 , 5 7 5円
	セン	9-	高	校生	1人 1回	157円	
*		=	会 議	室	1時間	262円	
育		7	和	室	1時間	262円	2.会議室等を二分の一に分割して使用する 場合は、二分の一に相当する額とする。
		バスク	「ットボール	器具	1組 1回	210円	
		バレイ	ボール器具	<u> </u>	1組 1回	210円	
館	附属	ハンド	ボール器具		1組 1回	210円	
	施設	テニス	ボール器具	:	1組 1回	210円	
	設	バドミ	ントシ器具		1組 1回	210円	
	備・	卓球台			1台 1回	210円	
	器具	審判台			一式 1回	210円	
		放送旅			10	1,050円	
		レッカ	<u>一施設</u> —		10	100円	
			 'ーシート		1巻	52円	
131.4	水左位			する場合け(使用料の		目当する額とする。

以外在住者が主として使用する場合は、使用料の 1.5倍に相当する額とする。 時間の算出単位において、1時間未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げる。 使用料の算出について 10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。 使用時間には、準備及び原状回復のために要する時間も含むものとする。 公営住宅等一覧

平成 1	5年	4月現在
------	----	------

恵 那 市				
名 称	構造	建築年次	管理戸数	入居戸数
乗越1住宅	木平	31年度	1	1
大洞47住宅	簡二	47年度	25	22
大洞48住宅	簡二	48年度	25	25
大洞49住宅	簡二	49年度	35	35
大洞50住宅	簡二	50年度	28	27
大洞51住宅	簡二	51年度	20	19
大洞52住宅	簡二	52年度	2	2
丸池 1住宅	簡平	43年度	10	8
丸池 2住宅	簡平	44年度	5	4
丸池 3住宅	簡二	46年度	22	19
丸池 4住宅	簡平	43年度	15	11
丸池 5住宅	簡平	44年度	5	2 12
丸池 5住宅	簡平	44年度	13	12
鏡山 1住宅	簡平	45年度	17	8
鏡山住宅A棟	中耐	H13年度	25	25
舟山 1住宅	簡平	30年度	4	4
舟山 2住宅	簡平	46年度	3	3
雀子ケ根住宅	木平	35年度	2 5	0
雀子ケ根住宅	木平	45年度	5	2
計			262	229

岩 村 町	Ī			
名 称	構造	建築年次	管理戸数	入居戸数
坂下住宅	木造	35年度	6	4
水晶住宅	木造	38年度	2	2
八本木住宅	木造	36年度	10	6
八本木住宅	木造	38年度	5	2
八本木住宅	木造	40年度	2	0
下本郷住宅	木造	41年度	5 7	5 7
下本郷住宅	木造	44年度	7	7
下本郷住宅	簡平	45年度	10	10
下本郷住宅	木造	46年度	5	5
下本郷住宅	木造	46年度	5	5
下本郷住宅	簡平	47年度	5	5
下本郷住宅	簡平	48年度	2	2
下本郷住宅	簡平	49年度	5	5
緑ヶ丘住宅	簡平	48年度	3 5	3
高松住宅	簡平	52年度	5	5
高松住宅	簡平	53年度	3	2
梶ヶ平住宅	簡平	54年度	3	3
梶ヶ平住宅	簡平	55年度	3	2 5 3 5 2 3 3 3
梶ヶ平住宅	簡平	56年度		3
蕨平住宅	木造	57年度	3	3
蕨平住宅	木造	58年度	3	3
蕨平住宅	木造	59年度	3	3 3 3 2
蕨平住宅	木造	60年度	3	3
大根洞第 2住宅	木造	61年度	2	
大根洞第 2住宅	木造	平4年度	1	1
計			104	92

山 岡 町				
名 称	構造	建築年次	管理戸数	入居戸数
荒木団地	木造	S31	8	7
荒木団地	簡平	S31	2	0
荒木団地	木造	S45	5	5
新原団地	木造	S36	15	15
東原団地	木造	S38	10	9
東原団地	木造	S40	6	4
新中田団地	木造	S38	12	9
新中田団地	木造	S40	14	9
新中田団地	木造	S41	13	10
新中田団地	木造	S43	5	5
新中田団地	木造	S45	5	4
新中田簡平団地	簡平	S50	5	5
新中田簡平団地	簡平	S51	2	2
掛地団地	木造	S40	5	5
姫口団地	木造	S41	5	4
大正寺団地	木造	S43	5	5
間洞団地A	木造	H8	4	4
間洞団地B	木造	H9	2	2
田沢団地	木造	H12	4	4
中嶋団地	木造	H13	4	4
計			131	112

明 智 町				
名 称	構造	建築年次	管理戸数	入居戸数
滝坂住宅	木造	34年度	4	4
"	"	36年度	2	2
<i>II</i>	"	36年度	34	22
<i>II</i>	"	36年度 37年度	4	1
"	"	37年度	8	4
//	"	38年度	10	6
法明住宅	"	42年度	12	12
片平住宅	"	44年度	12	9
"	簡平	44年度	8 5 5	9 7 2 4
"	"	46年度	5	2
"	"	46年度	5	4
"	"	47年度	10	8
"	"	51年度	10	10
大栗住宅	木造	42年度	8	10 7
矢伏住宅	"	40年度	6	5
小畑住宅	"	58年度	10	10
新井住宅	"	平2年度	5	5 5 3 3 2
"	"	平3年度	5 5 3 3 2	5
<i>II</i>	"	平4年度	3	3
向町住宅 (町単)	"	45年度	3	3
東山住宅 (町単)	"	50年度	2	2
吉良見住宅 (町単)	"	50年度	1	1
友愛タウン東山単身	鉄筋コン	平13年度	8	7
友愛タウン東山世帯	鉄筋コン他		8	8
計			183	147

串	原	村				
ŕ	3 称		構造	建築年次	管理戸数	入居戸数
串原村	特定公共	[‡] 賃貸	木造1F	平9年度	3	3
串原村	ふるさど	主	"	平3年度	2	1
"			"	平 1 1年度	1	1
	計				6	5

上 矢 作 町				
名 称	構造	建築年次	管理戸数	入居戸数
末広住宅	RC	平13年度	18	10
川原島住宅	木造	S60.61	6	6
川原島若者住宅	木造	H2 ~ H5	8	6
平岩若者住宅	木造	H6 ~ H11	15	15
計			47	37

<u></u>	≐∔	管理戸数 入居戸数
		733 622

関 係 法 令

都市計画法(昭和43年6月15日法律第100号)

(都市計画の基本理念)

第2条 都市計画は、農林漁業との健全な調和を図りつつ、健康で文化的な 都市生活及び機能的な都市活動を確保すべきこと並びにこのためには適正 な制限のもとに土地の合理的な利用が図られるべきことを基本理念として 定めるものとする。

(都市計画区域)

第5条 都道府県は、市又は人口、就業者数その他の事項が政令で定める要件に該当する町村の中心の市街地を含み、かつ、自然的及び社会的条件並びに人口、土地利用、交通量その他国土交通省令で定める事項に関する現況及び推移を勘案して、一体の都市として総合的に整備し、開発し、及び保全する必要がある区域を都市計画区域として指定するものとする。この場合において、必要があるときは、当該市町村の区域外にわたり、都市計画区域を指定することができる。

(都市計画区域の整備、開発及び保全の方針)

- 第6条の2 都市計画区域については、都市計画に、当該都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を定めるものとする。
- 2 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 都市計画の目標
 - ニ 次条第一項に規定する区域区分の決定の有無及び当該区域区分を定 めるときはその方針
 - 三 前号に掲げるもののほか、土地利用、都市施設の整備及び市街地開発 事業に関する主要な都市計画の決定の方針
- 3 都市計画区域について定められる都市計画は、当該都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に即したものでなければならない。

(市町村の都市計画に関する基本的な方針)

- 第18条の2 市町村は、議会の議決を経て定められた当該市町村の建設に 関する基本構想並びに都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に即し、 当該市町村の都市計画に関する基本的な方針(以下この条において「基本 方針」という。)を定めるものとする。
- 2 市町村は、基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。
- 3 市町村は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表するととも

- に、都道府県知事に通知しなければならない。
- 4 市町村が定める都市計画は、基本方針に即したものでなければならない。

(開発行為の許可)

- 第29条 都市計画区域又は準都市計画区域内において開発行為をしようとする者は、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、都道府県 知事の許可を受けなければならない。
- 2 都市計画区域及び準都市計画区域外の区域内において、それにより一定 の市街地を形成すると見込まれる規模として政令で定める規模以上の開発 行為をしようとする者は、あらかじめ、国土交通省令で定めるところによ り、都道府県知事の許可を受けなければならない。

都市計画法施行令(昭和44年6月13日政令第158号) (都市計画区域に係る町村の要件)

- 第2条 法第五条第一項の政令で定める要件は、次の各号の一に掲げるものとする。
 - 一 当該町村の人口が一万以上であり、かつ、商工業その他の都市的業態 に従事する者の数が全就業者数の50%以上であること。
 - 二 当該町村の発展の動向、人口及び産業の将来の見通し等からみて、お おむね十年以内に前号に該当することとなると認められること。
 - 三 当該町村の中心の市街地を形成している区域内の人口が三千以上であること。
 - 四 温泉その他の観光資源があることにより多数人が集中するため、特に、良好な都市環境の形成を図る必要があること。
 - 五 火災、震災その他の災害により当該町村の市街地を形成している区域 内の相当数の建築物が滅失した場合において、当該町村の市街地の健全 な復興を図る必要があること

(法第29条第2項の政令で定める規模)

政令第22条の2 法第29条第2項の政令で定める規模は、1ヘクタールとする。

(開発区域が二以上の区域にわたる場合の開発行為の許可の規模要件の適用)

政令第22条の3 開発区域が、市街化区域、区域区分が定められていない 都市計画区域、準都市計画区域又は都市計画区域及び準都市計画区域外の区域のうち二以上の区域にわたる場合においては、法第29条第1項第1号の 規定は、次に掲げる要件のいずれにも該当する開発行為について適用する。

- 一 当該開発区域の面積の合計が、1ヘクタール未満であること。
- 四 区域区分が定められていない都市計画区域における開発区域の面積が、 3,000平方メートル未満であること。

建築基準法(昭和25年5月24日法律第201号抜粋)

(建築物の建築等に関する申請及び確認)

- 第6条 建築主は、第4号に掲げる建築物を建築しようとする場合においては、当該工事に着手する前に、その計画が建築基準関係規定に適合するものであることについて、確認の申請書を提出して建築主事の確認を受け、確認済証の交付を受けなければならない。
 - 四 前3号に掲げる建築物を除くほか、都市計画区域若しくは準都市計画 区域内又は都道府県知事が関係市町村の意見を聴いてその区域の全部若 しくは一部について指定する区域内における建築物

19 慣行の取扱い(継続協議)

調整 方針(案)

新市の「市民憲章」「市章」「市の花」「市の木」「市の歌」及び「宣言」は、新市において調整する。ただし、「市民憲章」「市章」については、当面恵那市の「市民憲章」「市章」を用いることとし、その後、新たに検討していく。なお、岩村町、山岡町、明智町、串原村及び上矢作町の「町村章」等は、地域において伝承していく。

「表彰制度」は、恵那市の例を参考に、新市において調整する。

19 慣行の取扱い(継続協議)(修正後のもの)

調整 方針(案)

新市の「市民憲章」「市章」「市の花」「市の木」「市の歌」及び「宣言」

は、新市において調整する。ただし、「市民憲章」「市章」については、 (「<u>当面</u>」を削除)恵那市の「市民憲章」「市章」を用いることとし、その 後、新たに検討していく。なお、岩村町、山岡町、明智町、串原村及び上矢作 町の「町村章」等は、地域において伝承していく。

「表彰制度」は、恵那市の例を参考に、新市において調整する。

平成 年 月 日 確認

	 現	
恵 那 市	岩 村 町	山 岡 町
恵那市民憲章 (昭和 42年 9月 13日制定)	岩村町民憲章 (昭和 46年 8月 18日制定)	山岡町民憲章 (昭和 50年 3月 1日制定)
わた 仕ま と と と と と と と と と と と と と と と と と と	わー ー 合く、香ま、活ま、切町うたが、をり、合く、香ま、活ま、切町うちを美ょり住しをかうであう少しているでようめ町 事町 とくまいの いいのり かり 大いはいく けつのり みり 大い	私達町民は 一 変し、 一 町 町 町 町 町 町 町 町 町 町 町 町 町 町 町 町 町 町 町
市章 昭和29年全国より公 募し、応募点数270点 の中から名古屋市の樋 可能氏の作品を採用、電 和29年7月1日市章と して制定。 市章は、図案化されたエ ナであり、平和と円満る 陽の中を飛ぶ鳥は、市の 飛躍と発展をあらわして いる。	町章 昭和40年3月31日制定 「岩」という文字を意匠 化し、平和をゆるやかな 円形で表現。さらに力強 い発展性を上部の鋭角で 表し、躍進する町を象徴 したもの。	町章 一般より懸賞募集し町章とした。 図案化した岡を山で囲んだもので、和と団結そして将来に伸びる姿を象徴する。
市旗 エンジの生地に 白色の市章	町旗 白色の生地に 緑色の町章	町旗 白色の生地に 紺色の町章

明 智 町	串 原 村	上 矢 作 町	
明智町民憲章 (昭和 51 年 12 月 20 日制定)	串原村民憲章 (昭和 61年 4月 1日制定)	上矢作町民憲章 (昭和63年3月10日制定)	
美伝のすり、まる を 家ま て望 っりの を から では、 の で で で で で で で で で で で で で で で で で で	わたちは、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では	1 ・ も が で で で で で で で で で で で で で で で で で で	
町章 昭和32年全国より公 募し、仙台市の三浦明32 の作品を採用、昭和32 年7月6日町章として制 定。 アケチの三文字を右下り右回りに組み合せ、円 形で団結と平和、三方に のびる線で発展と飛躍を 象徴している。	村章 昭和48年9月8日制定 村章は、串原村のクシの 字をデザイン化し、円は 村の調和を、縦に伸びる 線は村の発展を表現して いる。	町章 昭和56年12月24日制定 上矢作町の「上」を「カミ」を「カッシンであり、であり、であり、であり、であり、であり、はは、町民の和と協力、がでいる。	
町旗 白色の生地に 紺色の町章	村旗 青色の生地に 白色の村章	町旗 白色の生地に 原色の町章	

	現	
恵 那 市	岩 村 町	山 岡 町
市の花 ベニドウダン 昭和47年9月15日制定 市の木 ハナノキ 昭和47年9月15日制定 市の歌 恵那市民の歌 昭和55年12月13日制定	町の花 山つつじ 昭和48年6月27日制定 町の木 姫小松 昭和48年6月27日制定 町の歌 なし	町の花 ささゆり 昭和45年3月1日制定 町の木 花の木 昭和45年3月1日制定 町の歌 山岡町民の歌
日本15 日本15 日本15 日本15 日本15 日本15 日本16 日本17 日本17 日本18 日本18 日本18 日本18 日本18 日本18 日本18 日本18	宣言なし	宣言では、

	 況	
明 智 町	串 原 村	上矢作町
町の花 きょう 夏から秋にかけ、鐘状 で紫色の美しい花をひさ く「ききょう」。の人 が生んだ歴史の人物、 明智光秀公の家紋としい 明の花となっている。 町の花となっている。 町のな か	村の花 さゆり 昭和48年7月4日制定 村の木 ひのき 昭和48年7月4日制定 村の歌 くしはら風の恋歌	町の花 山つつじ 町の木 檜(ひのき) 町の歌 上矢作福寿太鼓 花と森と福寿草
・(類 核験は迎廃遠兵宣 言様12月22は。 言兵成5年位類はとい、今く確の 音兵が場ける。 一な世代器類で 世で世で、 が爆し動たを で世で しる。 で を の の は と い、 の く の の は と い、 の く の の の の の の の の の の の の の の の の の	宣言なり	宣言なり